

江戸時代の三百諸侯で官位のなかつた大名は皆無であつたと思う。

## 一 経費が掛かつた官位の受領 二 新規家別上納金

林寅喜

(会員 佐伯市中の島)

まえがき

平成五年度に開講した『日曜文化講座』が発端となつて、好き者同志で始めた『古文書を読む会』(現在九人)は今年で十年になつた。これまでに解説した文書の種目別明細は一八六号でも紹介したが、項目一は最近解説した臼杵藩主稲葉氏の官位受領についての記録である。

項目二は浦代の庄屋成松六右衛門が残した「萬用龜鑑録」に集録された中の一事項で、こちらは『米水津古文書勉強会』に参加していた平成十五年頃、解説したものである。以下順を追つて解説して見たい。

一 経費が掛かつた官位の受領

官位は大名家の格式を表すものの一つとして朝廷から直接賜るもので、石高とか領地とは無関係であつた。

しかし、慶長十一年(一六〇六)以来徳川の勢力が盤石となるにつれて、将軍の推薦がなければ大名も旗本も勝手に官位を受領することは出来なくなつた。

官位は大中少納言・参議・侍従のほか、守などの諸大夫と一位から八位までの位(階級)があつたが、何れも有名無実であつた。しかし、将軍家の諸典礼には相応の式服と乗り物が許されていたから、家門の格式を保つため世襲交代の際は必ず受領していた。

参考 別冊歴史読本 江戸時代考証総覧

ここに紹介する臼杵藩主稲葉氏の官位受領は、文政元年(一八一八)十二代尊通(十七歳)が従五位下民部少輔に叙任された時の記録をもとに、主として掛けた経費を中心まとめて見た。

これによると藩は叙任の内示と共に老中を初め、若年寄・西丸諸役・京都所司代・大阪城代・側役・大目付・奏者番など三十四人に、太刀一腰と馬代として銀一枚宛

(四十三匁) 贈り、(御三家は別帳に記すとあり) 上野寛永寺と芝増上寺に参詣して、歴代将軍の靈廟へ供物料として銀一枚宛供え、門主を初め宿坊へも納金している。

官位受領の直接費としては、

官金として 小判四拾両を献納し、

禁裏(天皇家)へ 黄金一枚(七両二分に相当)

同上臘御局ほか二人へ 銀一枚宛 計三枚

同執事へ 銀二拾目

仙洞御所(上皇)へ 銀三枚

同大納言御局ほか三人へ 銀一枚宛 計四枚

同執事へ 銀拾匁

中宮(皇后) 銀三枚 計二枚

同冷泉御局ほか二人へ 銀一枚宛

同執事へ 銀拾匁

女御(高級女官)へ 銀三枚

同御付き女官二人へ 銀一枚宛 計二枚

同執事へ 銀拾匁

内侍所(諸係)へ 銀四拾五匁

同位記ほか二係へ 銀八枚

同上卿ほか八係りへ 銀四百拾匁

計金 四拾両と黄金一枚 五拾七両二分  
銀 二拾九枚 一貫二百四十七匁  
同 秤量銀計 五百五匁

銀の計一貫七百五拾二匁を当時の為替相場によつて金に換算すると約二拾八両となるから、トータルでは八拾五両以上の出費となる。

この金は官位受領の直接経費ほか、中宮や内侍所に贈つた総額で、当時の米価に換算すると百石余となり、中級藩士一人分の禄高に匹敵する。このほか老中を初め諸役に贈つた太刀馬代と歴代将軍への供物料、また、五十家にも及ぶ諸大名家への挨拶回りなど、間接費用を含めると支出総額は優に百両は超えたと考えられる。

この後十一代雍道は病氣を理由に隠居した。相続した尊道は三年後の文政四年に死亡し、弟幾道が十三代を相続したが、その際再び多額の出費を要したことは疑う余地もない。

こうした金は全て領民の上納金によつて賄われたものと思うが、その金で買った有名無実の官位を量に、領民の上に君臨していたのが幕藩体制下の大名達であった。

## 二新規別家上納金

江戸時代、農家の二、三男は武家と同様分家は許されていなかつた。したがつて、養子に縁のなかつた者は生涯生家に居候して、過ごさねばならない厳しい運命にあつた。理由は分家による當農規模の零細化を防ぐためであつたが、開幕以来平和が続き、開墾や干拓の奨励と共に食糧の自給が好転するにつれて、人口増は自然の摂理で人の力ではどうすることも出来なかつた。その最大の原因是、中期以降になつて栽培が普及し始めた甘藷によると考えられる。次表は佐伯藩の人口動態である。

年号	西暦	総人口	増加人口	年增加数
正徳元	一七一一	三四八五八	○	
享保二	一七一七	三四九六〇	一〇二	一七
文化七	一八一〇	五四四八〇	一七五二〇	一七八

これを見ると、享保から文化年間にかけて人口が急増していたことが分る。

別紙一は浦代の庄屋成松六右衛門が残した「萬用龜鑑録」の中に集録されたもので、文政九年（一八二六）に三千八拾軒の新規別家が発覚し、一軒に付き銀三枚宛、

総銀三百九拾七貫三百二拾目、金に換算して約六千三百両の上納金があつたとしている。つまりこの金は別家を認める変わりに罰金として徴収したものであろう。

銀三枚（百二拾九匁）は当時の玄米価格約一石七斗分に相当した。発覚した別家の農民は、日雇いか小作か出稼ぎ等で生計を立てていたと思われ、大金であつたに違いない。しかし、他国に追放されても致し方なき仕儀故に、心ならずも承服せざるを得なかつたのではあるまいか。その窮状が村浦の大庄屋・庄屋を動かし、嘆願となつて二年の年賦払いが認められたものと思う。

別紙二は高松浦庄屋が残していた文書から抜粋したもので、藩は文政九年以後も禁令を出してゐた。これは十三年後の天保十年（一八三九）正月に回状された「御改革被仰出候条々」中の一項目である。これを読むと何れ時期を見て再び詮議をする積もりであったのではないか。

別紙三は木立白井家に残る文書で、前記天保十年の禁令より十四年後に、家株の売買が有つたということを立証する貴重な資料である。

一 佐伯御郡中 在浦村へ新規別家百姓家別

ニモハ新規 且新規を就き候

多額の金を徴取 挑合三五日あれば其の内

四百三拾貫  
四百三拾貫

三百九拾七貫三百式拾目

右の通り御郡中 在浦大庄屋小庄屋一統

申し合わせて、新規

別家百姓無高の内、困窮難儀成る百姓は

出来兼候故、他国え御払い成され候ても

致し方これ無き旨

銀三枚の處

申し出しで候處、  
拠 無く右の趣

在浦村の大庄屋小庄屋一統申し合い、

再応願い上げ候處

来る亥年十月限りに上納致すべく様、

仰せ付けられ候て

御用向き漸く御用捨仰せ付けられ、

十月廿一日浦白・色利

宮野浦・小浦・竹野浦役人衆皆々相揃い

罷り帰り候。

在浦村へ新規を徴取 挑合三五日あれば其の内  
四百三拾貫  
四百三拾貫

三百九拾七貫三百式拾目

内百三拾貫目十月十九日廿一日上納

残して式百六拾七貫三百廿目納めず

九千式百四拾枚 四拾三匁にして

銀三百九拾七貫三百式拾目

内百三拾貫目十月十九日廿一日上納

九千式百四拾枚 四拾三匁にして

別紙一 『読み下し』 成松六右衛門文書

一 佐伯御郡中 在浦村々、新規別家百姓家別

三千八拾軒 壱軒に付銀三枚

一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一

一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一  
一

別紙二 「読み下し」高松浦庄屋文書

一 在浦百姓ども御定め軒別の儀、弥手堅く相心得申す可く兼て  
申し渡し置き候通り、家主惣領孫正統の外、妻帯致させ候儀  
決して相成らず候。向後右御法度相背き候哉、或は納屋小屋□  
□なべ竈を分け候もの之有らば、家主のものは申すに及ばず、  
家内残らず御領内住居御構い、村除帳仰せ付けられ、其の  
所役人ども不吟味の御咎仰せ付けられ候間、心得違ひ之無き  
様、厳重に御法度相守り申す可き事

家株永代売り渡し文書

別紙三 『読み下し』白井家文書

家株永代売り渡しの事

大野 音藏株

一家株壱軒 代正銀五百日定

右は此の節音藏株 よんぞうくわん  
抛 捏 無き儀に付き  
永代売り渡し代銀 鎫 たんかに受け取り申し候。然る

処

右株の儀に付き、私始め親類中、

後日に及び 聊 一言の儀申す間敷候。

依つて後日のため、永代売り渡し証文  
件の如し

嘉永六丑年二月 売り主大野

源五郎印

市兵衛殿

付記

市兵衛から家株を買つて貰つた弟市郎治は、維  
新後の明治七年に木立郵便扱所を開設し、同十  
一年に初代局長となつた。

市兵衛